

広島市ＪＲ横川駅周辺地区交通バリアフリー 基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第３条の規定による基本方針及び第１１条の規定に基づき、また、ＪＲ横川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して、ＪＲ横川駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面参照）
 - (1) ＪＲ横川駅から西区民文化センターまでについての道路の区間
市道西１区駅前観音線（横川駅南口広場から西区民文化センターまで）
 - (2) ＪＲ横川駅から三篠公民館までについての道路の区間
市道西１区１６６号線（横川駅北口から三篠公民館まで）
 - (3) ＪＲ横川駅から横川商店街までについての道路の区間
国道５４号
市道西１区１９９号線、２００号線（横川商店街口から横川橋北詰交差点まで）
- 2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) ＪＲ横川駅から西区民文化センターまでについての道路の区間
ア 市道西１区駅前観音線（横川駅南口広場から西区民文化センターまで）
 - ・実施事業内容 横断歩道及び信号機の新設
 - ・事業予定期間 平成１７年度
 - (2) ＪＲ横川駅から三篠公民館までについての道路の区間
市道西１区１６６号線（横川駅北口から三篠公民館まで）
 - ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
 - ・事業予定期間 平成１７年度から平成２２年まで
 - (3) 上記１，(1)(2)(3)の道路
 - ・実施事業内容 歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - ・実施予定期間 随時
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項
 - (1) 高齢者、身体障害者、地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては、高齢者・身体障害者関連団体の代表者、地域住民、その他道路利用者等の意見聴取に努める。
 - (2) 高齢者、身体障害者等への情報提供
音響信号機については、その旨がわかるよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。
 - (3) 関係機関との連携の強化
広島市と定期的に事業の検討及び点検を行う。
 - (4) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項
違法駐車の実態の把握、広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。